

加古川市乳幼児精密健康診査実施要綱

平成 29 年 3 月 31 日
こども部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく 1 歳 6 か月児健康診査及び 3 歳児健康診査（以下「健診」という。）の結果、疾病等の疑いがあるなど、より精密な健診（以下「精密健診」という。）が必要と認められる幼児について、専門の医療機関等において精密検査を行い、その結果に応じ適切な指導又は措置を行うことを目的とする。

(対象者)

第 2 条 精密健診の対象者は、健診の結果、精密健診を行う必要があると認められる幼児とする。

(実施体制等)

第 3 条 精密健診を実施するにあたっては、次に掲げる体制をとるものとする。

- (1) 身体面 市長が各診療科別の専門医師の属する医療機関（以下「委託医療機関」という。）と委託契約の締結を行い実施する。
- (2) 精神面 市が実施する。

(精密健診の範囲)

第 4 条 精密健診の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 専門医師の実施する身体面の精密健診の範囲は、対象者の診断の確定に必要な診察及び検査で、「診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）」に掲げる範囲とする。
- (2) 精神発達面の精密健診の範囲は、精神発達遅滞又は自閉症スペクトラム障害で必要と認められる心理判定等を行うものとする。

(精密健診の実施)

第 5 条 精密健診は次のとおり実施する。

(1) 身体面の精密健診

- ア 「1 歳 6 か月児精密健康診査受診票」又は「3 歳児精密健康診査受診票」（以下「受診票」という。）を対象者に交付する。この場合において、同時に 2 つ以上の疾病につき精密健診を依頼するときは、各診療科目ごとに受診票を交付するものとする。
- イ 有効期間は、発行の日から 1 か月間とし、原則として 1 回の精密健康診査に限り有効とする。ただし、有効期間が 3 月 31 日を超える場合は、3 月 31 日までとする。
- ウ 市は受診票を交付したときは、受診票交付台帳に記載するとともに、健康診査票に記録する。
- エ 保護者は受診票を医療機関に提出し、精密健診を受診する。
- オ 委託医療機関は保護者から提出された受診票により、委託契約に定められた範囲で対象者に必要と認められる診察及び検査を行う。
- カ 委託医療機関の医師は、受診票に精密健診の結果を記入し、市長に報告するとともに、請求書を提出する。

(2) 精神発達面の精密健診

「加古川市乳幼児発達相談指導事業実施要綱」に基づき実施する。

(事後措置)

第 6 条 事後措置については、次のとおりとする。

- (1) 精密健診の結果に基づき、必要に応じて専門医師等と連携を密にし対象者の保護者に対して適切な措置を講ずるよう指導するとともに、保健師等による電話や家庭訪問等を行うなど事後指導の徹底を図る。
- (2) 受診票の交付から一定の期間を過ぎても、受診しない者及び医療機関等から結果報告のない者については、電話又は訪問等により状況を把握し、受診の徹底を図る。

(費用の請求)

第7条 費用の請求については、次のとおりとする。

- (1) 委託医療機関の医師が精密健診を行った場合に要した費用の請求は、診療報酬の算定方法により算定した額から、保険者が負担すべき額を控除した額とする。また、保険医療機関又は療養取り扱い機関以外のものによって行われた場合、その他健康保険等の給付としてでなく行われた場合において、委託医療機関が市に請求することができる額は診療報酬の算定例により算定した額とする。
- (2) 委託医療機関は、前号に相当する額を市長に請求するものとする。

(費用の支払い)

第8条 市長は、委託医療機関から請求書を受理したときは、その内容を審査し、精密健診に要した費用を支払うものとする。

(報告)

第9条 市長は、別に定めるところにより、精密健診の実施状況について、県に報告するものとする。

(秘密の保持)

第10条 精密健診に携わる職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(1歳6か月児精密健康診査実施要綱及び3歳児精密健康診査実施要綱の廃止)
- 2 1歳6か月児精密健康診査実施要綱及び3歳児精密健康診査実施要綱は、廃止する。